

2014年(平成26年)9月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

開発行為等の許可及び工事完了の検査事務に係るコンピュータ  
処理について(答申)

2014年(平成26年)9月2日付けで諮問(第677号)された開  
発行為等の許可及び工事完了の検査事務に係るコンピュータ処理につい  
て次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行う  
ことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処  
理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

#### ア 事務の概要

現在、建築指導課及び開発業務課において導入しているGISシ  
ステム(以下「現行システム」という。)には、「建築確認位置情報」、  
「建築基準法道路情報」、「建築計画概要書情報」及び「開発登録簿  
情報」が保管されている。

#### (ア) 建築確認位置情報

建築確認位置情報とは、確認申請の敷地位置を示したものである。  
確認申請とは、「建築基準法第6条及び第6条の2」の規定により執  
行されている手続きであり、建築物等を建築しようとする場合、事  
前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであるかについて、  
建築主事又は、国若しくは県が指定した指定確認検査機関の確認を  
受けるものである。

#### (イ) 建築基準法道路情報

建築基準法道路情報とは、藤沢市内の「建築基準法第42条」の  
規定にある「道路」の位置及び種別を示したものである。また建築  
基準法道路情報には、藤沢市が道路の種別の判定に使用した道路調  
査調査書や道路の指定を行った際の道路位置指定申請書が含まれて

いる。

建築物を建築しようとする敷地は，この「道路」に接している必要がある。

(ウ) 建築計画概要書情報

建築計画概要書情報とは，確認申請の際に提出される建築計画概要書の情報である。

建築計画概要書とは，建築計画の概要が記載されているものである。建築計画概要書の閲覧・交付（以下「閲覧等」という。）については，「建築基準法第93条の2及び建築基準法施行規則第11条の4」の規定により業務を行っている。

(I) 開発登録簿情報

開発登録簿情報とは，都市計画法に基づく開発許可の位置及び内容を示したものである。

開発登録簿とは，開発許可に関する情報を取りまとめたもので，調書及び図面で構成されている。開発登録簿の閲覧等については，都市計画法第47条の規定により業務を行っている。

建築指導課では，上記の(ア)，(イ)及び(ウ)の情報を使用して，確認申請及び道路位置指定の審査，確認及び承認・指定，検査，建築確認等申請台帳及び建築計画概要書並びに道路位置指定申請書の調製等，一連の業務を行っている。現行システムのコンピュータ処理については，答申第34号で承認されたものである。

また，開発業務課では，上記の(I)の情報を使用して業務を行っており，現行システムのコンピュータ処理については，答申第356号で承認されたものである。なお，平成19年に当初のコンピュータシステムから現行のGISシステムに更新しているが，この際に，個人情報保護制度運営審議会に諮問していない。

イ 諮問に至った経緯及び理由

現行システムのリース契約満了に伴い，来庁者の利便性向上，閲覧等にかかる時間の短縮，事務執行の効率化を図ることを目的として，新たなGISシステム（以下「新システム」という。）に更新することとした。

新システムについては，公募型プロポーザルで選定した開発事業者のシステムを導入する。また，開発事業者は，プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している。

新システムの導入にあたっては，現行システムから電子データを抽出し，新システム用に変換を行った後に，新システムへデータを移行する。また，新規に2つのことを行う。ひとつは，建築計画概要書の閲覧等を迅速化するためにシステムを改善することであり，もうひとつは，平成20年度以降の道路調査調書及び道路位置指定申請書（いずれも紙文書）を電子データ化し，新システム内に取り込むことである。

電子データには位置情報が含まれており、現行システムに保管されているデータは、東日本大震災前の古い位置情報において整備されている。この位置情報を最新の位置情報に変換する作業が必要となるが、本市では変換作業ができないため、本市から新システムの開発事業者から電子データの貸し出し、変換作業を行わせる。変換された電子データは、新システムに取り込んだ状態で、開発事業者から本市に納品、返却される。

このことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に規定されたコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

開発登録簿については、平成21年度よりコンピュータ処理を行い、閲覧等の事務を行ってきた。それ以前の閲覧等の流れは、まず、職員立ち会いのもと、申請者が地図台帳より住所や地番などから開発許可が行われた位置の確認を行ってきた。1冊の地図台帳を使用するために、地図の劣化が著しく、定期的に更新していたが、数千件ある位置情報を職員の手作業により行うことは、困難を極めた。

また、開発登録簿の閲覧等の件数は、年間2500件程度あり、1日あたり10件程度となっている。コンピュータ処理前は、職員による図面の貼りあわせ作業や公印を押印するための往復時間を含めて閲覧等1件あたりの所要時間は、30分から40分程度であったことから、大きな事務負担となっていた。

このような状況を改善するためにコンピュータ処理を実施し、来庁者の利便性向上、閲覧等にかかる時間の短縮、事務執行の効率化を図ってきた。

## (2) コンピュータ処理の必要性

ア 開発登録簿の閲覧等に係る来庁者の利便性向上、所要時間の短縮及び事務負担の軽減を図るため、より操作性、機能性、安全性の高いシステムを導入する必要がある。

イ 開発登録簿情報は、昭和45年から調整されており、現在に至るまでに4,000件の情報が蓄積されている。これらを紙ベースで保管することは、現況の事務スペースを勘案すると不可能であり、引き続き電子データ化による省スペース化を図る必要がある。

## (3) コンピュータ処理する個人情報

ア 開発登録簿の調書における許可を受けた者の住所及び氏名

イ 開発登録簿の調書における承継を受けた者の住所及び氏名

ウ 開発登録簿の調書における工事施行者の住所及び氏名

## (4) コンピュータ処理の効果について

ア 閲覧等にかかる時間の短縮

コンピュータ処理により、閲覧等1件あたり30分から40分の所要時間であったものが、1件あたり5分から10分程度に短縮され、来庁者の利便性の向上と事務負担の軽減を図ることが可能である。

## イ 正確な情報の管理

開発登録簿のうち，図面については開発許可申請者より提出された図面 1 部を使用し続けるため，紙ベースによる保管を行うと経年による劣化は避けられない。しかし，コンピュータ処理し，データ化することで正確な情報を恒久的に保存管理することが可能である。

### (5) コンピュータ処理の安全対策について

ア このシステムは，現行システムと同様に，庁内 LAN の一部を使用するものであり，外部接続の設定は行わない。

イ ウィルス対策として，各コンピュータにウィルスバスターコーポレートエディションを導入する。

ウ 情報が保存される GIS サーバは，通常時施錠されているサーバ室に保管する。

エ このシステムに接続されているコンピュータは，すべてワイヤロックをかける。

オ システム起動時に，ユーザー名とパスワードの入力が必要であり，ユーザー管理（権限設定等）を行う。

カ データの更新等編集作業は，課内に設置される管理用コンピュータでのみ行えるようにし，窓口に設置するコンピュータは，閲覧機能のみの設定とする。

キ バックアップ体制を確保し，万一のサーバトラブルにおいても中断することなくサービスを継続できるものとする。

ク 紙文書の電子データ化については，本市建築指導課内において行う。開発事業者が本市にスキャナ，コンピュータを持ち込み，本市所有のパスワードロック付き NAS（外部記憶装置）に保存する。

ケ パスワードロック付き NAS（外部記憶装置）は，データの保存と同時に暗号化が実施されるものである。パスワードを入力しない限り，復号化は行われぬ。

コ データの貸し出しは直接手渡しにより行い，本市に借用書を提出させ，所在を明らかにするとともに紛失や破損が生じないように努めさせ，鍵付きセキュリティBOXに格納して運搬させる。

サ 開発事業者社内の ID カード入館による管理を施した作業室内データの復号化を行わせ，個人情報への漏えい防止，本業務以外の目的外利用の禁止，第三者への情報提供を行わないことを厳守させ，変換作業を行わせる。

シ 作業については，最新のウィルス対策が施された専用のコンピュータ又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで行い，パスワードを設定し，予め指定した者のみに作業を行わせる。

ス データについては，管理責任者を定めさせ，開発事業者社内の ID カード入館による管理を施した作業室内の保管庫で保管及び管理を行う。

セ データの返却は，業務終了後，速やかに行わせる。また，コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し，データ廃棄証明

書を本市に提出させる。

ソ 不要なメディア、機器を廃棄する場合は、復旧できないよう処理し、廃棄証明書を本市に提出させる。

タ システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護

及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

(6) 実施時期

システム導入 2014年12月1日

窓口運用開始 2015年4月1日

(7) 提出書類

ア 道路調査調書（道路相談カード，道路調査報告書）

イ 道路位置指定申請書（申請書，承諾書，図面）

ウ 建築基準法及び建築基準法施行規則（抜粋）

エ 建築計画概要書

オ 都市計画法抜粋

カ 開発登録簿調書

キ 開発登録簿図面

ク システムの構成

ケ 閲覧等の事務の流れについて

コ 開発事業者のデータ管理体制

サ 公募型プロポーザル仕様書

シ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

開発登録簿の閲覧等に係る来庁者の利便性向上、所要時間の短縮及び事務負担の軽減を図るため、より操作性、機能性、安全性の高いシステムを導入する必要がある。

開発登録簿情報は、昭和45年から調整されており、現在に至るまでに4,000件の情報が蓄積されている。これらを紙ベースで保管することは、現況の事務スペースを勘案すると不可能であり、引き続き電子データ化による省スペース化を図る必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が説明要旨(5)アからタにおいて示す安全対策は、次のとお

りである。

ア 実施機関の安全対策

実施機関の安全対策

(ア) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア

(イ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 イ,

(ウ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 コ

(エ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセス出来ないようにするための措置 ウ, オ, カ, ク, ケ

(オ) その他, 実施機関の安全対策を高めるための措置 エ, キ

イ 委託業者の安全対策

(ア) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 サ, ス

(イ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 シ

(ウ) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 シ

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 セ, ソ

(オ) データ媒体の紛失を防ぐための措置 コ

(カ) その他, 委託業者の安全対策を高めるための措置 サ

以上, システムの運用や作業の中で, 個人情報を取り扱う場合において, 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」, 「藤沢市情報セキュリティポリシー」, 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」, 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

以上のことから判断すると, 安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上